

## 第1章 はじめに

### 1 循環器病対策基本法の施行等に伴う一部改正の趣旨

健康であることは、すべての人の願いであり、県民一人ひとりの幸福な人生を実現するための基本です。

県は、平成25年、それまでそれぞれに計画を策定し、施策を実行してきた健康増進法第8条第1項に基づく都道府県健康増進計画、がん対策基本法第11条第1項に基づく都道府県がん対策推進計画、歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項に基づく都道府県の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を、この「健康やまがた安心プラン」として一つにまとめ、令和4年度までの10年間の健康づくり施策を一体的、総合的に推進し、計画期間の中間年である平成29年度には、プランの中間見直しを実施したところです。

その後、脳卒中、心臓病その他の循環器病（☞1）（以下「循環器病」という。）が、国民の疾病による死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み、循環器病予防等に取り組むことで、国民の健康寿命の延伸を図り、医療・介護の負担軽減に資するため、令和元年12月に「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（循環器病対策基本法）」が施行されました。

また、令和3年1月21日に開催された国の第43回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会においては、自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため医療費適正化計画等の期間と健康日本21（第二次）に続く次期プランの期間とを一致させること等を目的とし、健康日本21（第二次）の期間を令和5年度まで1年間延長することが了承されました。

県では、このような状況の変化に対応するため、この度「健康やまがた安心プラン」に循環器病対策基本法に基づく都道府県循環器病対策推進計画として「第5章 循環器病対策」を追加するとともに、健康日本21（第二次）の期間延長に合わせて「健康やまがた安心プラン」の期間を令和5年度まで1年間延長いたしました。

ただし、「第5章 循環器病対策」の追加及び1年間の期間延長に伴う改正以外については、令和5年度に評価・検証を行い、次期プランにおいて新たに設定することとし、現状と課題や目標値等の見直しは行わないこととしています。

県は、県民、事業者、健康づくり関係者、市町村、県、国が連携し協力することで、県民一人ひとりが、家庭や働く場などあらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

---

#### ☞1 循環器病

循環器病には、虚血性脳卒中（脳梗塞）、出血性脳卒中（脳内出血、くも膜下出血など）、一過性脳虚血発作、虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞など）、心不全、不整脈、弁膜症（大動脈弁狭窄症、僧帽弁逆流症など）、大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤など）、末梢血管疾患、肺血栓塞栓症、肺高血圧症、心筋症、先天性心・脳血管疾患、遺伝性疾患等、多くの疾患が含まれます。

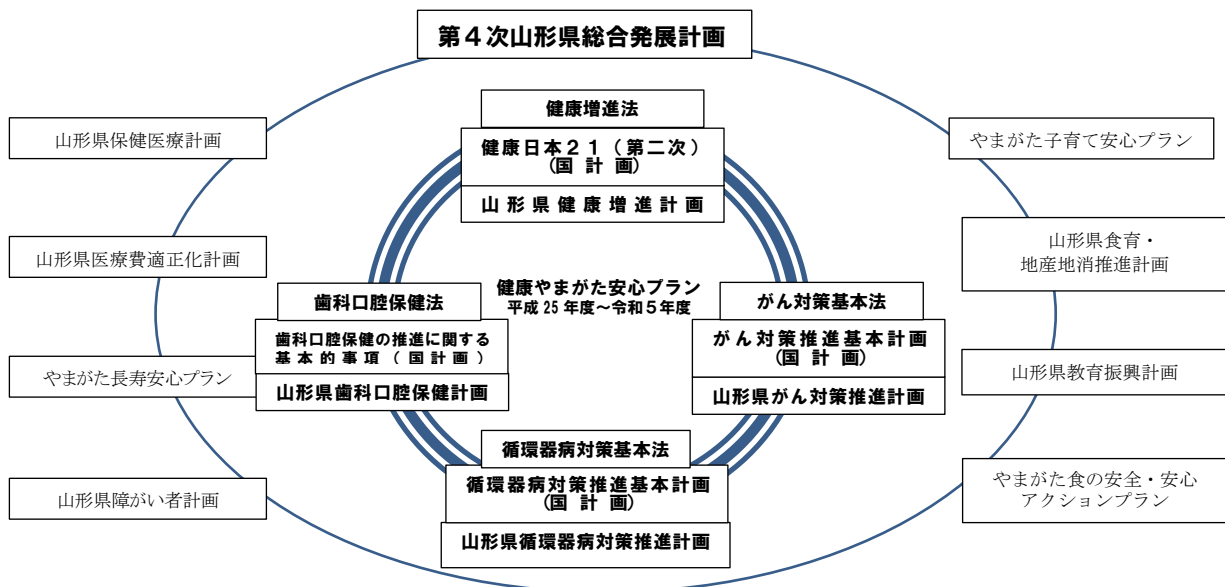
循環器病対策基本法の施行等に伴う一部改正までの経過

健康増進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一次山形県健康増進計画（平成13年度～24年度） 「21世紀における国民健康づくり運動」を踏まえ、県民の「健康寿命の延伸」と「壮年期死亡の減少」を目標に掲げ策定</li> </ul>
がん対策推進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一次山形県健康増進計画の改定（平成20年度～24年度） 国の医療制度改革により特定健診・特定保健指導が導入されたことを踏まえ、メタボリックシンドローム対策を盛り込み改定</li> </ul>
がん対策推進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一次山形県がん対策推進計画（平成20年度～24年度） がん対策基本法（平成19年4月1日施行）に基づき策定された国の「がん対策基本計画」を踏まえ、策定</li> </ul>
歯科保健計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一次山形県歯科保健計画（平成9年度～17年度） 「ライフステージに応じた歯科保健対策」と「特殊なケアを必要とする人への歯科保健対策」を柱とした県独自の計画を策定</li> </ul>
歯科保健計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二次山形県歯科保健計画（平成18年度～24年度） 第一次計画を踏まえ、本県の歯科保健対策をさらに推進するために策定</li> </ul>
<p>健康やまがた安心プランの策定（平成25年度～）</p> <p>3つの計画「山形県健康増進計画」、「山形県がん対策推進計画」、「山形県歯科口腔保健計画」を一体化して策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山形県健康増進計画（第2次）の策定（平成25年度～） 3大生活習慣病の粗死亡率が増加傾向にあること、高齢化の進展で疾患を抱える県民の増加の懸念から、生活習慣病の重症化予防、高齢者の健康の視点を新たに組み入れて策定</li> <li>・ 山形県がん対策推進計画（第2次）の策定（平成25年度～） 社会経済的な課題を含む働く世代や小児への対策の充実の視点を新たに取り入れて策定</li> <li>・ 山形県歯科口腔保健計画（第3次）の策定（平成25年度～） 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備の視点を新たに取り入れて策定</li> </ul>	
<p>健康やまがた安心プランへの「山形県循環器病対策推進計画」の追加（令和3年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山形県循環器病対策推進計画（第1次）の策定（令和3年度～） 循環器病が県民の死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み策定</li> </ul>	
<p>健康やまがた安心プランの期間延長（～令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康日本21（第二次）の期間が令和5年度まで1年間延長されることに伴い、健康やまがた安心プランの期間を令和5年度まで1年間延長</li> </ul>	

## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、法律に基づく次の4つの計画から成り立っています。
  - ・健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に基づく都道府県健康増進計画
  - ・がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に基づく都道府県がん対策推進計画
  - ・循環器病対策基本法（平成30年法律第105号）第11条第1項に基づく都道府県循環器病対策推進計画
  - ・歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第13条第1項に基づく都道府県の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項及びやまがた歯と口腔の健康づくり推進条例第9条第1項に基づく基本計画
- 山形県の総合的ビジョンである「第4次山形県総合発展計画」の部門別の計画として、健康づくりに関わる取組みを通じ、『保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現』に寄与するものです。
- 本計画は、「山形県保健医療計画」、「山形県医療費適正化計画」、「やまがた長寿安心プラン」等、他の関連する計画と調和を図りながら推進していきます。

### 本計画と主な関連する計画との連携



### **3 計画の期間**

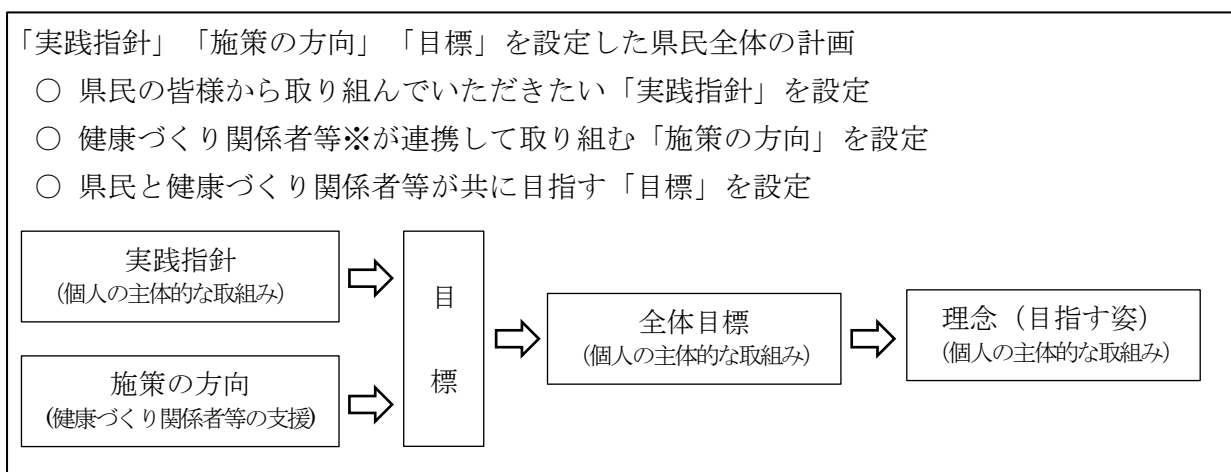
- 計画の期間は、平成25年度から令和5年度までの11年間です。
- 全体目標や各章ごとの目標の達成状況について適宜把握するとともに、状況の変化を勘案しながら、令和5年度に評価を行います。

### **4 循環器病対策基本法の施行等に伴う一部改正の検討体制**

- 循環器病対策基本法の施行等に伴う一部改正にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市町村職員、ボランティア、特定非営利活動法人、患者等からなる「山形県健康長寿推進協議会」及び「山形県循環器病対策委員会」の意見を反映させました。

## 5 計画の目標の設定と評価

- 健康づくりを推進していくためには、「県民一人ひとりの主体的な取組み」と「社会全体による支援」の双方が重要であるため、この計画では、県民の皆様から取り組んでいただきたい「実践指針」と健康づくり関係者が連携して取り組む「施策の方向」を設定しています。「健康長寿日本一」の実現に向け、「実践指針」と「施策の方向」をあわせて推進することにより、分野別の「目標」を達成し、健康寿命を延ばしていきます。
- 「目標」の達成状況を評価・検証しながら、計画的に健康づくりを推進するため、数値による評価指標を設定しています。評価指標は、既存の統計調査で、信頼性が高く、定期的にモニタリングを行うことが可能な指標を中心に設定しています。
- 毎年度、山形県健康長寿推進協議会に進捗状況を報告し、最終年度の目標達成に向けその後の取組みに反映させます。



※第2章 P10～P13 「4 健康づくりに関係する者の役割」参照。

